

「藤沢市住宅マスタープラン改定支援業務委託」に係る
事業者選考委員会審査要領

1 目的

この要領は、「藤沢市住宅マスタープラン改定支援業務委託」に係る事業者選考委員会の実施に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、公正に事業者を選考することを目的とする。

2 審査対象項目

別紙「藤沢市住宅マスタープラン改定支援業務委託」に係る事業者審査基準のとおり

3 審査の流れ

審査は、書類審査とプレゼンテーションの採点結果の合計とする。

評価項目			評点	摘要
			合計	
1 次審査 参加事業者、技術者の実績等、価格評価			1, 740	事務局審査
2 次審査	プレゼンテーション審査 (選考委員 6 名)	提案事項		
		業務遂行		

- (1) 書類審査（1 次審査）を、プレゼンテーションに先立って、事務局で行う。
- (2) プレゼンテーションは、審査委員が、提案者からのプレゼンテーション内容及び審査委員による討論を踏まえ、最終的な採点を行う。なお、プレゼンテーションの時間は質疑応答を含み 1 事業者概ね 30 分以内とする。
- (3) 全ての審査及び採点を終了の後、選考基準に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

4 1 次審査方法及び選考基準

- (1) 提案事業者が 5 者以上の場合は、評価点の合計が高い上位 4 者を選定する。
- (2) 4 者を選定する際、1 次審査の得点が同点となる事業者が複数の場合は、同点各者の次の評価項目の得点を優先し選定する。優先評価項目のすべてが同点だった場合、見積額の低い者を優先し選定する。見積額も同額だった場合、選考委員会委員で討議のうえ選定する。

第 1 優先評価項目 事業者の同種業務実績

第 2 優先評価項目 管理技術者の事業者の同種業務実績

第 3 優先評価項目 照査技術者の事業者の同種業務実績

5 2次審査方法及び選考基準

- (1) 各委員がそれぞれ評価項目を評価し、採点表に点数を記入する。
- (2) 1次審査についての評価は、あらかじめ事務局により採点を記入する。
- (3) 1次審査と選考委員全員の評価点の合計で最高点を得た事業者を選定し、併せて次点事業者も選定する。
- (4) 同点が複数の場合は同点各者の評価項目のうち「提案事項(1)」～「提案事項(4)」及び「その他の提案」の得点の合計を優先し選定する。「提案事項(1)」～「提案事項(4)」及び「その他の提案」の得点の合計も同点だった場合、見積額の低い者を優先交渉事業者とする。見積額も同額だった場合、内容の比較検討を行い、討議のうえ選定する。
- (5) 選考委員が欠席した場合には、出席した委員の平均点を加算する。
- (6) 2次審査の平均点が6割未満であった場合、参加資格の条件を満たしていれば、優先交渉権者とするかについて、提案内容を踏まえ討議の上、決定する。

6 審査結果

- (1) 審査結果については、プレゼンテーションを行った事業者全員に郵送で通知する。
- (2) 優先交渉権者及び第2優先交渉権者の会社名及び評価点の合計は藤沢市のホームページに掲載する。

以 上